

平成 27 年度  
第 4 回やまがた緑県民会議議事録

日 時 平成 28 年 3 月 22 日 (火)  
午後 1 時 30 分～午後 4 時  
場 所 山形県庁 講堂

1 開会

2 あいさつ

柴田環境エネルギー部長

3 協議

○議長代理者あいさつ・議事録署名人の指名

議長代理者より小嶋可那子委員を指名

(1) 平成 27 年年度やまがた緑環境税活用事業の実施状況について

(みどり自然課みどり県民活動推進主幹)

資料 1-1 にて全体説明

(林業振興課課長補佐 (森林整備担当))

資料 1-1 にて全体説明、資料 1-2 にて各事業の説明

後藤完司 議長代理

ただいま今年度のやまがた緑環境税活用事業についてソフト面ハード面の説明をいただいた。本件について皆様方から御質問御意見等をお願いしたい。

(意見・質問なし)

後藤完司 議長代理

今年度の税の活用事業の取組みについてはおおむね了解されていると理解し、平成 27 年度事業の実施状況については、協議事項を了承するというところでよろしいか。

委員

(異議なし)

- (2) やまがた緑環境税基金の積立状況について  
(みどり自然課みどり県民活動推進主幹)  
資料2にて説明
- (3) 平成28年度やまがた緑環境税活用事業の概要について  
(みどり自然課みどり県民活動推進主幹)  
資料3-1にて概要説明  
(林業振興課課長補佐(森林整備担当))  
資料3-1にて概要説明、資料3-2にて各事業の説明
- (4) 平成28年度やまがた緑環境税交付金事業計画について  
(みどり自然課みどり県民活動推進主幹)  
資料4にて交付金査定案について説明

#### 小松伸也 委員

ハード事業で運搬費を補助する事業があったが、森林資源循環利用促進事業でしょうか。この事業を利用して人たちから、来年からその人たちは該当しなくなるらしいという話を聞いたが、この事業については今年度と来年度で変わらないという話だった。これまで補助を受けていた運搬の方法や対象が変わらないのであれば、来年度もそれを受けられるというような内容でよろしいか。

#### 課長補佐(森林整備担当)

変えることは考えていないので、大丈夫かと思う。どういった経緯でそういった話になったのかというところはわからないが、制度的には問題はない。

#### 小松伸也 委員

ソフト事業の自然環境学習推進事業で、小学生向けの副教材の作成やたんけん手帳の配布があった。配布件数は会議での報告でわかるのだが、配布先の学校でどのように活用されているのか、しっかりと利用されているのかどうかの報告はあるのか。

#### みどり県民活動推進主幹

各学校に配布し、その後については各学校からアンケートにご回答いただいて活用状況についてはお聞きしている。今年度については取りまとめ中ということで、次回の県民会議には御報告できるかと思う。26年度については活用していただいたという学校が半分強ある。ただ、活用していただけていないところが45%程あり、なかなか時間がないという御意見もいただいている。全ての学校で配布していただいているが、学校の学習の時間で色々な取組みがあって難しいという話も聞いているため、そういったところをどうしていくかが我々も課題だと思っている。

#### 小松伸也 委員

前回の県民会議の際もやまがた緑環境税と学校との連携の御提案が櫻井委員からもあった。そういった様々な御提案が事業に反映されてくるのではないかという期待感を持っていたが、昨年と同

様の事業であると。それが効果のあることであれば問題はないが、利用率が半分程度であるということであれば、なんらかの連携に対する対策というものがあってもいいのではないかと若干感じている。もう、印刷して全部配るだけということではないと思う。毎年毎年作っているわけで、ぜひ一度、学校関係の委員の方から御提案があったので、そういったものを事業の中に活かす姿勢を持っていただければと思う。

#### **みどり県民活動推進主幹**

ただいまの件につきましては、前回御提案をいただいておりますし、見直しの中では考えていきたいと思う。そういった取組みを進めるにしても28年度から学校や教育機関にお話しをさせていただき、その次に向けて検討していきたいと考えている。

#### **小松伸也 委員**

全体を通して、この一年間でいただいた御意見、全体の流れに対する御意見もあったと思うが、特に前回会議では10年の見直しに向けての議案もあったのだと認識している。この一年間も踏まえて来年度の事業は今年度の事業にのっとった形になっているわけだが、来年度に向けて今年一年を踏まえて盛り込んだところ、もしくは事業としては変わらないが、こうした会議での提案がこういう形で実施されているという部分があれば教えていただきたい。

#### **みどり県民活動推進主幹**

ソフト面について、28年度は事業的には内容的に大きく変えるところはない。ただ森のホームステイについては植える取組みも若干取り入れていくことで拡充を図っていきたい。

基本的には28年度に事業の検証をしながら次の対策に向けて取組みを進めていきたいと考えている。当然今までいただいた御意見も加味しながらということになる。

#### **課長補佐（森林整備担当）**

ハード事業に関しても昨年度と同様の事業展開ということになるが、26年度の県民会議の中で御了承いただいた再生林への支援について、27年度は再生事業で実施し、再生林面積が20ヘクタールが40ヘクタールに拡大し、それなりに効果を上げることができた。来年度は、さらに倍の80ヘクタールを目指して実施し、今後力をいれていきたいと考えている。

#### **小松伸也 委員**

ナラ枯れ対策の対応が拡充されているということで、喜んでいる方もいた。地域的に見てではあるが、そうしたことも力を入れていただいたものだと思うし、再生林について力を入れていただいているということも意見を重要視し、しっかりと施策に活かしていただいたと理解している。数字や事業費に出でなくても、森林整備場所を選定する場合に、観光などにも力を入れていくということもあるし、ロードサイドや見えるところに対象地を増やしていくということであったり、また、看板の話もあったが、事業で緑環境税を入れたということをどのように示していくかというところで、この予算の中には出でこない部分だと思うので、ぜひ皆さんの御意見が活かされるように配慮

をお願いしたい。

予算の話について、全体予算が約 944,000 千円で、うち緑環境税が 713,000 千円で残り約 2 億が国の負担金と県のお金だという話があった。これは緑環境税が実施される前というのはこうした関係予算というのは約 2 億円しかなかったのか、この差に対する予算というのはどこがどの程度つけていたのか。

今までも緑環境税ができる前から国と県でお金をかけていたが、緑環境税という新しいカテゴリーの歳入をつくることによってそうした動きにプラスしてさらに大きく良くなってきたのだと思っていただろう。例えば今まである程度あった予算が緑環境税ができたゆえにこちらの歳入を減らして、全体額を本当であれば 2 倍になってほしいところを 1.2 倍程度、もともとあった予算が縮小されて緑環境税で代替された形になっているのか、そのところを教えていただきたい。

### 林業振興課長

平成 19 年から緑環境税の事業が始まったわけだが、その立ち上がり際には通常の国庫補助事業やこれまでの単独予算ではできない部分、長い間管理が放棄されて荒廃した森林を所有者に代わって県が整備していくということで、税事業を始めさせていただいたので、委員のおっしゃったようにこれまでの通常の事業に上乗せしていく分として考えている。平成 28 年度の予算でいうと、これと同じような森林施業支援事業で国の補助事業があるが、それも別途 7 億 8 千万円程予算計上している。5 年目の見直しから国の補助制度が変わって、これまで国庫補助事業がないために環境税で実施していたような荒廃森林の整備も、面的なまとまりをもってやることによって国庫補助の対象とすることができるようになった。それを取り入れて国の補助金も入れた中で一体的に整備している。今年も 540 ヘクタールほど国庫補助事業を入れた面的なまとまりをもった中で実施していくということで、この部分が年々増えてきており、そういった意味では、10 年目になるわけだが、今年の展開として緑環境税だけで整備するよりも、面的なまとまりをもって荒廃森林の整備とともにその近隣にある通常のきちんと経営されている森林の整備も一体的にやっていくという動きが県内各地にひろがってきたというところで、これをさらに伸ばしていく必要があるのではないかと考えている。

### 小松伸也 委員

「環境保全を重視した施策の展開」については、今まで無かった分にこれで事業ができるようになったと、つまりプラスになったということ。今までこの部分は基本的にゼロであったと考えてよろしいか。

ソフト事業のほうはいかがか。

### みどり県民活動推進主幹

ソフト事業については国庫事業の入っていない事業であり、全く新規の施策の展開になる。

### 阿部多喜子 委員

「やまがた緑環境税基金の積立状況について」だが、毎年数千万単位で繰越があるが、この繰越

の中でソフト事業ハード事業合わせての全ての事業において、同じ事業で毎年計画に対して事業量が減っているという事業はあるか。

### みどり県民活動推進主幹

そういったものは基本的にはない。事業的には27年度2月補正の見込みでもお話したが、突発的に実施できなくなったものを落とすことが主体になるため、そういったものが来年度への繰越になっていくことになる。

### 阿部多喜子 委員

来年度も予算が残額として残っていくということで、できれば毎年何千万単位で繰り越すよりも使っていただきたい。来年度計画する時点で、万が一残額が出そうなときは、こんなものもあるよというようなアピールをお願いしたい。

再造林について、今年度新規で補助を行ったが、来年度は12%で2%アップするということだが、良いことだと思う。所有者にとって大変心強い補助率アップだと思う。再造林の年度別計画を見ると、平成31年度180ヘクタールを見込んで計画されているが、これまで再造林面積はかなり少なかったと思うが、4年後の31年度に180ヘクタールというのは、森林整備計画の10カ年計画のような計画をもって、この180ヘクタールという面積を計画しているのか。

### 課長補佐（森林整備担当）

再造林の計画については、昨今の木材需要の増加、森林の高齢級化を受けて、今後主伐が増えてくることを想定したうえで、それに対しての再造林ということで計画をしているものである。これまでは間伐が主体で再造林が急激に増えるということではなかった。しかし、今後は皆伐される面積はぐっと増えてくるだろうと、それに対しては再造林をして資源の再生を図らなければならないと、そういったことで、それに合わせた形で再造林を増やしていくということで計画しているものである。

### 阿部多喜子 委員

今までは間伐を主体に進めてきたが、今後は主伐に対する再造林の拡充ということで、今度は逆に面積が足りなくなってくると思う。補助金のほうも足りなくなってくると思うので、今後この再造林に対する補助については、補助率を良くすれば事業量は増えてくると思うが、できるだけ所有者から再造林を進めていただくために、再造林に対する働きかけをよろしくお願いしたい。

### 課長補佐（森林整備担当）

御意見を承りまして、そのようにしていきたいと思う。

### 林業振興課長

現在の山形県の民有林の齢級、5年をひとくくりにして区分けした部分ですけれども、それを見ますと10齢級程度50年生のところに大きなピークが来ており、それからだんだん若い林というのは

少なくなってきた。このまま推移を見ていくと、将来伐っていける林というのは枯渇する恐れがある。計画的に伐ったところに植えていくという林の若返りを図っていかなければならない状況になっていると考える。今再造林を進めていかないと将来の世代が使う木が無くなってしまうということ。再造林を進めるうえで、先程説明があったように現在の約60年スパンで考えると所有者にとっては投資した資金を回収できない状況になっている。そういったところで28年度からは80%の補助率にさせていただきたいと思う。そうした場合によりやく収支が同じになるということである。今後これらをずっと行っていけばいいということではないので、造林に要するコストを下げっていく工夫をしていかなければならないと思う。そのためには林内の路網の整備とか、造林作業についても機械化を進めるとか、苗木の新たな作り方や植栽の時期を選ばないようなコンテナ苗の導入など、そういったものを進めながら、再造林コストの低減も図りながら造林面積を増やしていきたいと考えている。

#### 後藤完司 議長代理

今委員のほうから提言のありました件についても、実施にあたっては十分勘案していただき、28年度事業に活かして行っていただきたい。

(2)のやまがた緑環境税基金の積立状況、及び(3)の平成28年度やまがた緑環境税活用事業の概要、及び(4)の平成28年度みどり環境交付金事業計画についての協議事項を了承することでよろしいか。

#### 委員

(異議なし)

#### (5) 平成28年度みどり環境公募事業の審査について

(みどり自然課みどり県民活動推進主幹)

資料5-1にて全体説明、資料5-2について一般助成審査案説明

#### 後藤完司 議長代理

一般助成の審査案について、御意見若しくは御質問があればお受けしたいと思うがいかがか。金額的には若干の動きがあるにしろ、概ね採択ということだが。

(意見・質問無し)

それでは、お伺い申し上げます。本件について、提案された一般助成の審査案については、原案のとおり了承するというところでよろしいか。

#### 委員

(異議なし)

(みどり自然課みどり県民活動推進主幹)

資料5-2についてテーマ助成審査案説明

後藤完司 議長代理

テーマ助成については、6件のエントリーがあった中から5件を採択するとのこと。

テーマ助成の審査案について、同じく御意見若しくは御質問があればお受けしたいと思うがいかがか。

(意見・質問無し)

後藤完司 議長代理

無いようなのでテーマ助成について、了承、また本件について了解ということによろしいか。

委員

(異議なし)

(5) やまがた緑環境税制度の評価・検証について

(みどり自然課課長補佐 (みどり県民活動推進担当))

資料6にて説明

小松伸也 委員

以前から御意見をいただいている、持続的な発揮という期間が何年であればいいのかということ。今は原則として20年で考えていきたいということだが、前回も申し上げたが、現在木材需要の状況が変わってきており、林道もまだ隅々まで幹線林道も通っていない状況であり、森林の成長量をまんべんなく平均に運び出すことができないような状況の中で、2倍にも木材の需要量が上がっていくとすると、そうした縛りをかけていることが逆に一部のところに対して過剰な伐採等が発生する可能性もあるのではないかという不安感が市場原理とはまた別に住民の方に起きていることがある。そうしたことに対して、何が何でも20年だと言い張るのはいかななものかと考えている。ここでの表現が何が何でも今後もずっと20年でやっていくんだということであれば、委員としてここでは反対とさせていただく。だが、資料記載の「これに対し、協定締結森林については、原則として間伐や択伐で対応していただき、その材を木材や木質バイオマス発電等に有効に活用していただければと考えています。」の部分の効力がどの程度そうした状況に対して発揮できるのかということや、その下の「しかしながら、協定締結時に想定できなかった事情等により皆伐しなければならない事態が発生した場合などについては、当該森林の傾斜、土壌、周辺施設等の状況などを勘案し、期間短縮を可能とするなど、森林の公益的機能を維持しながら対応できる手法について、緑環境税使途の基本的考え方を踏まえ、関係者の意見をお聞きしながら検討していきたいと考えています。」という

ことの系統の内容がどのように発揮されていくのかはしっかりと今後見せていただいて、県の状況にあった柔軟な対応を望む。そうした可能性があるとのことの中で捉えてよいのか。

### 林業振興課長

平成19年度に事業を始めるとき20年という協定期間を考えた根拠としては、緑環境税を使って荒廃森林の中の間伐をしていくわけだが、せっかく間伐したところがすぐにまた皆伐されて、木を全部切られてしまうというのでは、間伐した意味が無くなってしまう。せっかくかけた経費が無駄になってしまうのではないかとということと、この緑環境税を使って荒廃森林を整備するのは1回だけなので、その後はきちんと管理される森林に組み込まれていくような仕組みが必要だということ、1回目の間伐、荒廃森林整備が終わったあとに、2回目、3回目の間伐ができるような仕組みということで20年間の協定を結ぶとともに、森林所有者の方と森林組合等の林業事業者の方で施業の委託契約などを結んでいただいて、2回目、3回目となると間伐材も運び出して搬出できるし、1回目の間伐をしたときに作った路網なども利用できるだろうということ、20年と設定させていただいたもの。そういうことがあるので、期間については20年でなければ絶対駄目だということではなく、今後議論の対象にしていくべきものと考えているが、今言ったような趣旨で、せっかく緑環境税を使って整備した林がすぐに切られて丸裸になることがないような、逆を言えば、近々全部切る予定であれば緑環境税で荒廃森林整備しなくても伐採すればよいので、伐採して再造林していただくというようなことを選択肢も出てくると思うので、そのようなことも含めて検討していきたいと考えている。

### 小松伸也 委員

おっしゃっている意図は非常によく理解しているつもり。ただ、幹線林道が通っている範囲が果たして今の山形県の森林の内の何パーセントぐらいなのかと想像する。正確な数字は持ち合わせていないが、これまで、10年間で整備する森林は11,600ヘクタールという説明があったが、恐らくこれは幹線林道が通っている、今後も手当が可能な地域の中に散らばっているのだろうと、これもまた想像する。これを始めた時、今課長がおっしゃったような意図であるときには、まだ、森林における需要の状況というのは今ある状況以前の状況だったわけで、今ここにきて、山形県は森林ノミクスと言いだし、森林を使おうとしだしている中において、森林を有効利用できる可能性の高い幹線林道が通っている地域の中に、手を付けてはいけないうちで契約してしまっている、11,600ヘクタールが存在していることも確か。今おっしゃったような考え方を今後契約する段階で検討していくことにおいては、今私が申し上げている問題点は大きく響かないかもしれない。だが、これまで契約してしまっているところ、また今後考えている、検討しているところについては、ある一定程度の、頑固に20年を守るのではなく、検討の余地を残すべきだと主張したいと思う。

### 後藤完司 議長代理

柔軟性をもって、期間についての検討をしていくという御意見だと思うが、事務局いかがか。よろしいか。

皆様からの御意見を踏まえ、やまがた緑環境税の評価・検証を進めていただくことで了承いただ

いてよろしいか。

**委員**

(異議なし)

#### 4 その他

**小松伸也 委員**

隣の委員の方ともお話したのだが、今回の資料はかなり専門的だし、分厚い。確かに前もってお送りいただいてありがたかったが、全く行政経験の無い方がこの資料を1つ1つ目を通して、言わんとしていることまで勘案してこの席まで来いと言われても、なかなか難しいと思う。参考書のようには出来ていないから、色々思いはからないと繋がっていかない部分もある。全部の方がそうとは思わないが、特にこういう大事な協議の場合は、一声かけていただき、御要望があれば事前説明をしていただいて、ここに来ていただくのがいいのかなと、ここで隣の方と2人でお話したところだった。必要の無い方はいいと思うが、まして、全部の会議でなくともこういう時期の会議ではそうしたことが必要かなと思った。今後参考にしていただけたらと思う。

#### 5 閉会